

令和4年度 第2回 清瀬市都市計画審議会 議事録

【日 時】 令和5年1月25日(水) 10:00~10:45

【場 所】 本庁舎 3階 庁議室

【出席者】 委 員 齊藤 実 議会代表
森田 正英 〃
清水 ひろなが 〃
原田 克明 学識経験者
小山 勇二 〃
金子 秀之 多摩建築指導事務所 建築指導第二課長
堀江 裕行 清瀬消防署長
中村 勝宏 市民代表
金子 しのぶ 〃
澁谷 和雄 〃

【事務局】 原田 都市整備部長
黒田 都市計画課長
北村 都市計画課 都市計画係長
今井 都市計画課 都市計画係

【欠席者】 小原 啓嗣 学識経験者
工藤 徳之 東村山警察署長
浅野 佳子 市民代表

【議 事】

(1) 東村山都市計画公園の変更案について

(2) 報告事項

ア 東3・4・16号中清戸線の事業認可の取得について

イ 生産緑地の指定から30年経過による買取申出の受付状況について

都市整備部長	<p>おはようございます。本日は、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより清瀬市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>今回は任期満了後、初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、事務局の都市整備部長 原田が進行を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、澁谷市長より御挨拶をいただきたいと思います。澁谷市長よろしくお願いたします。</p>
市長	<p>おはようございます。日頃は、都市計画行政につきまして、皆様から忌憚のないご意見をいただいておりますことに御礼申し上げます。</p> <p>また、清瀬市政、各般にわたりまして、お力添えをいただいていることに重ねて御礼申し上げます。</p> <p>今回は改選後、初めての審議会でございます。引き続き、皆様から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。</p> <p>本日の議題である東村山都市計画公園の変更案についてですが、こちらの案件につきましては、南口児童館の建設と併せて中央公園のリニューアルを現在予定しております。これに関する変更ということでございますので、皆様よりご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>それでは、今日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
都市整備部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>繰り返しになりますが、昨年の9月末をもって全委員の任期が満了し、今回は改選後、初めての都市計画審議会になりますので、みなさまに自己紹介をしていただきたいと思います。自己紹介は名簿順でお願いいたします。なお、4番の小原委員、8番の工藤委員、11番の浅野委員は欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは、斉藤委員からお願いいたします。</p> <p><委員紹介></p>
都市整備部長	<p>次に事務局の職員を紹介します。</p> <p><事務局職員紹介></p>
都市整備部長	<p>それでは、会長及び職務代理の選出をさせていただきたく存じます。清瀬市都市計画審議会条例第5条の規定に基づき、会長は互選により定めることとなっております。これまでは、指名推薦という方法をとっておりましたが、今回も指名推薦により決定するのはいかがでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
都市整備部長	それでは、指名推薦とさせていただきます。委員の中でどなたかご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	前期において、原田委員に会長として円滑に進行いただいたので、引き続き原田委員にお願いしてはいかがでしょうか。
都市整備部長	原田委員にというお声が挙がりました。お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	(異議なし)
都市整備部長	それでは、原田委員を会長に選任いたします。 原田会長には会長席のほうへご移動いただきまして、御挨拶をお願いいたします。
会長	ただ今、澁谷委員にご推薦いただきました原田でございます。前期に引き続き皆様のご協力の下、務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでは、着座で進めさせていただきます。
都市整備部長	原田会長ありがとうございます。会長が決まりましたので、清瀬市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長に進行役をお願いいたします。
会長	それでは、清瀬市都市計画審議会条例第5条第3項により、職務代理を指名したいと思ひます。職務代理につきましては、以前に本審議会の会長を経験されていらっしゃる小山委員にお願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。
委員	(異議なし)
会長	異議なしというお声をいただきましたので、小山委員にお願いしたいと思ひます。では、小山委員、ひと言御挨拶をよろしくお願ひいたします。
委員	小山でございます。よろしくお願ひいたします。

<p>会長</p>	<p>本日は3名の委員が欠席でございますが、出席者数は過半数を満たしておりますので、清瀬市都市計画審議会条例第6条により成立いたします。</p> <p>それでは、議題（1）「東村山都市計画公園の変更案について」を水と緑と公園課長よりお願いします。</p>
<p>水と緑と公園課長</p>	<p>水と緑と公園課長の木村です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、東村山都市計画公園の変更案についてご説明いたします。はじめに資料1、東村山都市計画公園の変更（清瀬市決定）をご覧ください。</p> <p>今回の変更につきましては、中央公園の南東側に隣接する既存公共施設である中央図書館の建替えに伴いその敷地を新たに都市計画公園区域に追加するものでございます。なお、図書館については、児童館との複合施設として中央公園内に新たに整備する予定となっております。</p> <p>資料中段の新旧対照表をご覧ください。種別・名称における番号、公園名、新旧における位置の変更はございません。また、面積においても変更はございませんが、摘要欄において、新たに追加を行う面積として約0.18ha、削除を行う面積が約0.16haとなっております。</p> <p>お手数ですが、資料3をご覧ください。今回、新たに区域の追加を行う約0.18haのところを赤色で加色しています。こちらは、既存公共施設、中央図書館の区域となります。</p> <p>黄色で加色されているところが削除を行う約0.16haの区域です。こちらは、歩道拡幅予定部分と国立看護大学校敷地が区域内であったことから削除を行います。</p> <p>最終的に緑色で囲われているところが変更後の区域となります。恐れ入りますが、資料1に戻っていただき、最下段の変更概要につきましては、ただ今説明したとおりでございます。</p> <p>次に資料2をご覧ください。位置について説明しますと、地図の中心より左下の部分の丸く囲われているところでございます。</p> <p>ここは公園の北側を西武池袋線が走り、公園までは西武池袋線清瀬駅南口から徒歩15分ほどのところに位置しています。公園の南西部には、国立看護大学校が隣接し、公園外周は住宅と大学校に囲まれたところにあります。</p> <p>最後に資料4の変更理由についてご説明致します。清瀬中央公園は、清瀬市都市計画マスタープランの分野別方針において、「市民の憩いの空間となる大規模公園の整備」で市の南部地域の大規模公園として位</p>

	<p>置づけられ、園内にはサクラやアカマツ等が生育するなど自然環境が豊かであり、テニスコートや運動広場などの憩いの場や災害時の指定緊急避難所の機能を有し、地域の拠点的な役割を担っています。</p> <p>清瀬市みどりの基本計画の地域別の方針においては、中央公園は用地取得や公園施設の整備と並行して児童館などの整備を進め、子育て支援などのサービスを拡充することにより、多目的利用を推進することとしております。</p> <p>こうしたことから、既存の公共施設の区域と合わせて、都市計画公園区域の見直しを図り、新たに教養施設等の整備も併せて実施することで、公園機能の向上や利用促進を図ることを目的として、約0.18haの区域を追加する都市計画変更を行うものでございます。</p> <p>なお、本都市計画公園区域のうち、大学敷地並びに道路区域については、既存市街地との整合を図るため削除するものでございます。</p> <p>本計画変更案につきましては、令和4年9月24日（土）に住民公聴会を行い、令和4年11月7日から21日までの期間において都市計画変更案の縦覧に供しており、市民及び利害関係人からは意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>議題についての説明が終わりましたので、質疑等がある方は挙手にてお願いします。</p>
委員	<p>新たに教養施設等の整備も併せて実施するとのことですが、現時点で具体的な案があるのでしょうか。</p>
未来創造課長	<p>未来創造課では、清瀬駅南口地域児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備を担当しております。</p> <p>昨年3月に整備基本計画を策定し、今年度は基本設計を進めております。基本設計につきましては、隈研吾建築都市設計事務所と契約をしました。</p> <p>隈研吾建築都市設計事務所は、新国立競技場、東所沢にございます角川武蔵野ミュージアムの設計をした世界的に有名な建築設計事務所であり、現在、その隈研吾建築都市設計事務所と基本設計を進めているところでございます。</p> <p>大きなスケジュールとしましては、令和7年度に複合施設の完成を予定しております。また、公園整備につきましては、令和8年度中に供用開始できるよう進めております。以上でございます。</p>
会長	<p>ただ今の回答でよろしいでしょうか。</p>

委員	はい、よいです。
会長	他にご意見、ご質問等がある方はいらっしゃいますでしょうか。質疑等も出尽くしたようですのでただ今の議題（１）につきましては、原案どおりご承認をいただくということによろしいでしょうか。
委員	（異議なし）
会長	承認ということに決定しました。なお、答申書につきましては会長に一任させていただきたいと思います。 続きまして、「報告事項ア 東３・４・１６号中清戸線の事業認可の取得について」を事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、東３・４・１６号中清戸線Ⅱ期の事業認可取得についてでございますが、報告事項アの案内図をご覧ください。 赤く塗られた箇所が、今回、事業認可を取得した区間である東３・４・１６号中清戸線Ⅱ期でございます。 去る令和４年９月１６日に事業認可を取得し、区間延長は８５ｍ、計画幅員は１６ｍ、施行期間は令和９年３月３１日までの５年間でございます。 次に、整備の理由についてご説明いたします。東３・４・１６号中清戸線Ⅱ期の事業認可に先立ち、令和３年１２月から、緑色に塗られた部分を区画整理事業として、青色に塗られた部分を都市計画事業として、それぞれ都市計画道路の整備を進めているところでございます。 しかし、これらの都市計画道路の整備が行われるとその接続先である志木街道に交差点ができてまいります。志木街道の先が現道のままでは、交差点にずれが生じてまいります。これについては、交通管理者である警視庁と協議を進めた中で、当該路線の早急な整備が必要であるとのご意見をいただきました。その後、認可権者である東京都と協議の結果、昨年９月１６日の事業認可取得となりました。 当該路線の用地買収対象地権者は２名でございます。現在は、物件の調査を終了し、年度末までに価格の概算提示をしていく予定でございます。報告は以上です。
会長	報告事項について説明が終わりましたので、質疑等をお受けさせていただきます。ご意見のある方は挙手願います。
委員	（挙手なし）
会長	ご意見等ないようですので、ただ今の報告事項につきましては、以上

事務局	<p>とさせていただきます。</p> <p>続きまして、「報告事項イ 生産緑地の指定から30年経過による買取申出の受付状況について」を事務局よりお願いいたします。</p> <p>昨年10月27日は、本市の生産緑地の大半が、生産緑地に指定された日から30年を迎える節目でございました。</p> <p>この日を迎えるまでには、新制度である特定生産緑地制度の周知及び指定手続きを実施し、指定の際には本審議会にも意見を伺ってまいりました。</p> <p>報告事項イの資料をご覧ください。1、生産緑地及び特定生産緑地の面積についてです。本市における、令和5年1月20日現在の都市計画決定上の生産緑地の面積は、約161.37haとなっております。</p> <p>今回、平成4年、5年指定の生産緑地を対象に特定生産緑地の指定手続きをしたことにより、現在、生産緑地は大きく分けて3つに整理されます。</p> <p>1つ目は、特定生産緑地に移行した生産緑地です。これは、平成4年、5年指定の生産緑地に限られますが、生産緑地全体の約95%にあたる、約152.85haが特定生産緑地に移行となりました。</p> <p>なお、平成5年指定の生産緑地については、今年の10月19日に指定から30年を迎えますが、今年10月に特定生産緑地に指定の法的効力が生じることから、厳密に申し上げますとその時に正式に移行となります。</p> <p>2つ目は、特定生産緑地に移行しなかった生産緑地です。同じく、平成4年、5年指定の生産緑地に限られますが、生産緑地全体の約3%にあたる、約4.43haについて、特定生産緑地への移行の希望がありませんでした。</p> <p>3つ目は、生産緑地の指定から30年を迎えるのがしばらく先の生産緑地です。</p> <p>本市の場合、現時点では平成11年以降に指定した生産緑地となりますが、生産緑地全体の約3%にあたる、約4.09haとなっております。</p> <p>これについては、随時、指定から30年を迎えようとする頃に特定生産緑地への指定手続きを行ないます。</p> <p>続きまして、2、特定生産緑地に移行しなかった面積のうち、既に買取申出等があった面積でございます。</p> <p>特定生産緑地に移行しなかった面積、約4.43haに対しまして、令和5年1月20日時点で約3.02haについて買取申出等がされ、その割合は68%に至っています。</p> <p>30年経過日である昨年10月27日当日からその次の週にかけては一時的に受付件数が増えましたが、それ以降は通常と変わらない緩やかな受付状況となっております。</p> <p>残り32%については、生産緑地所有者が土地利用を考えたタイミングで、随時、買取申出がされるものと思われま。報告は以上で</p>
-----	--

	す。
会長	報告事項について説明が終わりましたので、質疑等をお受けさせていただきます。ご質問等のある方は挙手願います。
委員	(挙手なし)
会長	特にないようですので、ただ今の報告事項につきましては、以上とさせていただきます。 続きまして、「その他」ですが、事務局より何かありますでしょうか。
事務局	事務局からは特にありません。
会長	委員のみなさまから何かございますか。 (挙手なし)
会長	それでは、ご意見もないようなので、これをもちまして都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。